

株式のいろいろ

新会社法では

9種類の株式に区分されました。(普通株式以外に)

- | | | |
|-------------|--------------|------------|
| ①譲渡制限株式 | ②議決権制限株式 | ③配当種類株式 |
| ④残余財産分配種類株式 | ⑤取得請求権付株式 | ⑥取得条項付株式 |
| ⑦全部取得条項付株式 | ⑧拒否権付株式(黄金株) | ⑨役員選解任権付株式 |

今回は一気に残りの7つの種類株式のお話です。

①譲渡制限株式

株式を第三者等に譲り渡すときに株主総会や取締役会の決議が必要な株式

②議決権制限株式

総会等で議決するときに、議決できないなど制限される株式一般に制限(マイナス)があるため、配当が良い(プラス)などの条件が付加される。



③配当種類株式

配当が良い(プラス)株式、そのため総会等で議決するときに、議決できないなど制限(マイナス)させるなどの条件が付加される。

④残余財産分配種類株式

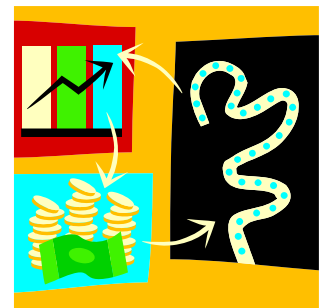
解散するときに財産分配の率が良い(プラス)株式、そのため総会等で議決するときに、議決できないなど制限(マイナス)されるなどの条件が付加される。

⑤取得請求権付株式

株主から会社に株式を買い取るよう請求ができる株式(但し、一定の要件が必要となる)

⑥取得条項付株式

会社から株主に株式の一部を買い取り請求ができる株式(但し、一定の要件が必要となる)



⑦全部取得条項付株式

会社から株主に全部の株式を買い取り請求ができる株式(但し、一定の要件が必要となる)

以上の株式を発行するときは、それぞれ登記が必要です。